

## 東濃白川流域の近世における村落と家の展開について(1)

—— 近世前期の村落 ——

杉本嘉八

### The Development of Villages and Families along the Basin of the Tono-Shira River in the Early Modern Period (1)

—— The Villages in the Former Part of the Early Modern Period ——

Kahachi SUGIMOTO

#### はじめに (目的)

近世初頭の村落構造と農民の存在形態につき、いわゆる太閤検地論争が1950年代以降、激しく行われてきたことは周知のことである。太閤検地を中世の名主下の奴隷的奴婢・下人・所従等の小農民の積極的自立化を目標にした同検地を封建革命とみる安良城盛昭氏<sup>1)</sup>、それに対し検地帳の分析を通して宮川満氏<sup>2)</sup>は旧来の旧名主層を抑えて独立化の途を辿りつつあった小農民の成長を促進させ、これを権力基盤としようとする相対的革新政策で、自立した農民を隷農と規定した。さらに後藤陽一<sup>3)</sup>、遠藤進之助<sup>4)</sup>は本百姓とは検地帳登録人一般でなく、御役屋敷を持ち、領主に対し特定の夫役負担義務をもつ百姓＝役家が本百姓であり、役屋体制を初期村落構造の基盤とし、太閤検地は事実の追認であるとした。その後、近世初頭の村落構造及び農民の性格は太閤及び慶長検地など初期検地帳類の分析を通して、本百姓論、村社会(共同体)と村請制<sup>5)</sup>等多くの研究が発表されたが、本稿は先考の諸業績をふまえつつ美濃国飛騨川支流の白川流域諸村を対象とし、初期村落と農民の構造、性格及び初期より中期にかけて分割相続による家の増加と階層、分地や隷農の自立等による小百姓半自立経営を中心にした村落の展開、しかも一部に家父長的経営の存在、特にこの地方に顕著な相(合)地制度による村落構造の究明を目的とする。

#### 近世初頭の村落 (天正・慶長検地を通して)

##### 天正検地

近世初頭の白川流域の村落の構造分析の対象とした検地帳類<sup>6)</sup>は表1に示した。秀吉は天正17年(1589)美濃国惣検地を実施したが、これについては既に高牧実、吉岡勲氏等の論稿<sup>7)</sup>があるが、いずれも長良川流域の西濃村落を対象とし、木曾川水系飛騨川支流の白川流域の東濃村落と趣を異にする。秀吉は美濃国検地に際し、検地奉行に与えた検地条目<sup>8)</sup>に

美濃国山かた郡堺目より常陸(木村重高)・右衛門尉(増田長盛)検地之堺目之間、南はなからの川、北は越前堺まで検地御掟条々

一田畠屋敷共ニ 五間六十間之定、三百歩ニ繩打可仕事、一田地、上京升壺石五斗代、中壺石参斗代、(中略)其より下々ハ見斗可申付事 一畠 上壺石式斗、中壺石(中略)其より下々ハ見斗



斛余-」(遠山家譜)<sup>9)</sup>と遠山友政が旧領安堵され苗木1万500石余の城主となった。天正17年の検地は遠藤氏の支配下における検地であった。

天正・慶長の間、在地土豪は神土の安江氏で、同家の系図・由緒記<sup>10)</sup>によると初代左衛門尉政氏(昭)は平氏残党と称し、伊勢山田の御師足代玄蕃允のひ護の下に伊勢宇治郷、杉谷<sup>11)</sup>に隠れ住んだが、嘉慶2年(1388)村雲・柴田ら10人の郎党を伴い、白川庄神土邑に来住、在地土豪源忠広の女婿となり安江氏を名乗ったという。安江氏は2・3代のころ白川・佐見川筋(ともに飛騨川支流)に進出し土豪として勢力を扶植し、3代基政は文明12年(1480)白川・佐見川筋36郷の総鎮守大山白山権現の社殿を再建<sup>12)</sup>、文明年中に白川筋24名田、坂ノ東郷6郷(現白川町)を支配する小領主的土豪に成長した。天文年中、苗木遠山氏が加茂郡東北部に進出、安江氏はこれに抗したが、天文6年(1537)4代新兵衛清正が佐見郷での戦後、帰農し弟弥六数正(のち弥兵衛正綱)も分家して譜代7人とともに越原村に移り土着化した<sup>13)</sup>。のち遠山氏の苗木藩領となると神土・越原村の世襲庄屋となった。

### 慶長(石見)検地

慶長14年(1609)美濃国に大久保石見守長安が総奉行となり石見(慶長)検地を実施、白川流域で御縄打水帳の現存は表1、2の4ヶ村でこの地の天正・慶長両検地帳の特徴をみるに、1. 後進地域に多く見られる分付記載は西濃と同様見られない。2. 丈量は天正検地は6尺3寸平方1歩、300歩1反としたが、慶長検地は6尺平方で1歩とし厳しく丈量を実施した。また天正17年以降の開発とくに遠山氏入国後、慶長10年(1605)、次の如き定によって永不作田開発を奨励した。

- 一. 永不作之田畠、<sup>おこし</sup>興方年貢四年も五年も可令免許候間、精を入おこし可申候、其以来之年具(貢)も、近所之田畠年貢よりも、可令用捨候、并たねしきかし可申候、いつかたよりも才覚仕、百姓よひ越可申候(下略)<sup>14)</sup>また「慶長15年越原村免定但書おこし方八御やくそくのこくとく、其以来ハ其村之免定のこくとく、御納所可仕候者也」<sup>15)</sup>の如く開発を奨励し、それによる打出高の増加と丈量によって下野村3町9反余、神土村4町9反余増加。3. 地目も天正検地の下々田、荒田、下々畠、荒畑等の地目をなくし、生産力の低い田畑は引上げ石高の増加をみた。4. 石盛表は慶長15年8月、越原村に出され、上田13取以下2斗下り、上畠9ッ取、屋敷12取、神土村は麦田14取が加えられ、柏本村等は表3のように石盛が著しく引上げられた。5. 面積増、下位地目の引上げ、石盛の上昇により慶長検地では石高の伸びが顕著で、天正に比し、柏本、下野両村は約1.5倍、神土村、越原両村約1.8倍となり、とくに神土・越原両村は伸び率が大き、太閤検地高は御朱印高(表高)、慶長検地高は実高(内高)となり、後者は農民に対する年貢対象高となった。なお天正・慶長両検地帳の存する柏本

神 土 村				天正17 (1589) 御検地帳				慶長14 (1609) 御縄打水帳			
地目	面積	分米高	石盛	地目	面積	分米高	石盛	地目	面積	分米高	石盛
上田	町反畝歩 3.3.0.24	石斗升合 33.0.8.0	1石	麦田 上田	町反畝歩 11.1.7.22		石 麦田1.4 上田1.3				
中田	3.5.2.24	31.7.5.2	9斗	中田	5.3.3.13		11				
下田	5.7.9.05	40.5.4.0	7	下田	7.3.3.05		9斗				
下々田	1.7.28	8.9.7	5								
荒田	6.4.15	3.2.2.5	5								
田計	13.4.5.06	109.4.9.4		田計	23.8.4.10						
上畠	3.5.6.13	2.4.9.7	7	上畠	11.4.7.02		9斗				
中畠	2.1.4.25	11.8.0.6	5.5	中畠	2.1.4.0		8斗				
下畠	4.0.3.16	16.1.4.2	4	下畠	3.7.1.09		6斗				
下々畠	5.3.06	1.0.6.4	2								
荒畠	1.2.6.18	2.5.3.2	2								
屋敷	1.2.7.22	8.8.9.5	7	屋敷	9.5.05		1.2石				
畠計	12.8.2.10	65.4.3.6		畠計	18.2.7.14						
田畠計	26.2.7.16	174.9.3.0		田畠計	41.1.1.24	434.2.3.0					

・下野両村の一筆毎の変動・比較は小字名の記載がないので困難であるが、慶長検地の田の比率が7%, 15%と高くなっているのは、水利の問題が考えられる。石盛が定ったので同年10月越原村「名よせ」が作製され、惣百姓中より藩役人に提出され、同年11月「免定」<sup>15)</sup>が示され、高161石余、物成は山年貢共に72石余、免率四つ四分余と定められ、

一. たとへ御縄打衆ハ、よき所あしき所無御存候て、高下候共、其村にて、内せんさくいたし、免相指引可仕候事、一. わろくわつふ(割賦)仕候て、小百姓(姓)共めいわく仕候ハ、其村之庄屋、くせ事たるへく候事

とよき所悪しき所あつても、村内で差引して庄屋が責任をもって割賦するよう命ぜられ、支配者からの村請制の意図が明確に出ている。

表4 寛文12年(1672)御検地帳 神土村

地目	面積 町反畝歩	石盛 石二取	分米高 石
上々田	1.1.5.20	14	16.109
次上田	1.7.5.19	13	22.758
ノ	2.9.1.9		38.867
中一田	1.8.1.20	12	21.728
中二田	3.3.6.2	11	36.968
ノ	5.1.7.22		58.696
下一田	5.9.0.15	10	59.050
下々田	18.6.7.26	9	168.038
ノ	24.5.8.11		227.088
田合	32.6.7.13		324.651
上々畑	2.6.3	12	3.132
次上畑	2.8.19	11	3.087
ノ	5.4.22		6.219
中一畑	1.1.5.27	10	11.590
中二畑	7.6.5	9	6.842
ノ	1.9.2.2		18.432
下一畑	1.7.5.20	8	14.005
下々畑	6.3.8.2	7	44.665
ノ	8.1.3.22		58.670
山畑	4.1.0.12	4	16.402
畑合	14.7.1.0		99.723
上屋敷	2.4.7	12	2.883
中屋敷	4.3.19	11	4.737
下屋敷	5.2.29	10	5.210
ノ	1.2.0.26		12.830
田畑屋敷合	48.5.9.9		437.204
免率	4.3.8.5	取高	191.714

東白川村、神土、邦好家所蔵、「寛文拾貳年濃州加茂郡神土村検地場帳 庄や善右衛門分」の末尾の総括による。

神土村は天正検地帳は一部、慶長の水帳は総括表のみ残るが、天正で36町歩余、239石余、慶長15年免定で高434石2斗余、物成175石8斗余、免4つ5朱で免は越原村に比し約4分低い。その後、元禄期までの展開をみるに正保4年(1647)「領内村々定納帳」<sup>16)</sup>では高は慶長と変わらず、取米191石余で慶長時との差は内本定納175石余、午ノ年(寛永19-1642)上り6石5斗余、正保2年より上り8石6斗余、同4年の<sup>おこしがた</sup>発方7石9斗余で慶長より23石余上りである。寛文12年(1672)検地は「御検地場帳」<sup>17)</sup>など庄屋善右衛門分のみ存するが、同検地は表4の如く地目が上々田、次上田と細分化され、石盛も慶長時より1斗以上、上昇したが上田、上畑等が減少し、下級田畑が著しく増えたため総面積は7町4反余増加したものの、分米高は2.9石余増に止まる。免率は4つ3.8.5で上ったが取米191石余、これに口米、小役米、夫代米等を入れて205石余、延宝9年(1681)「御国廻リニ付御城様より示申高物成之覚」では高453石7斗余、物成198石9斗余(免率寛文と変わらず)、元禄16年(1763)「定納帳」では定納高204石余で寛文時と変わらず、慶長より寛永・正保期まで田畑開発が進んだが、寛文検地の地目・石盛・免率の変更が実施されたものの石高・定納高はほとんど変わらず、ほぼ定着化し、またその間、名請人の増加、相地制の進行により村落構造は固定化への方向にあった。

#### 検地帳名請人

天正・慶長両検地帳の名請人をみると、両検地帳のある柏本・下野両村の場合(表5)、柏本村はほとんど変わらず、3反以下の零細名請人は天正27%、慶長35%で少なく、下野村は名請人、天正17人、慶長20人、3反以下の零細人は天正18%、慶長35%で柏本村とほぼ同様の傾向をもつ。9反2畝余をもつ妙観寺<sup>18)</sup>は宮代村居住の寺僧政近で、関ヶ原戦で石田方に属し戦死、断絶した。慶長検地に屋敷地のみ宗七郎下人、新介下人が登録されているが、安良城氏がいうように太閤・徳川検地との間に屋敷地処理の仕方に一定の相違があり、上層農民の名子・被官的存在ないし分家的存在が屋敷地をみの保有者となっているのは、役負担者とし役を確保する権力の意図があったのではないかと。屋敷地名請人は天正

東濃白川流域の近世における村落と家の展開について(1)

表5 柏本・下野両村の天正・慶長両検地の名譜人関係

天正17(1589)検地帳名譜人(柏本村)				慶長14(1609)御縄打水帳		天正17(1589)検地帳名譜人(下野村)				慶長14(1609)御縄打水帳名譜人		
名譜面積 (田・畝・坪)	名譜人	うち屋敷地名譜人	家数帳記載人	名譜人	うち屋敷地名譜人	名譜面積 (田・畝・坪)	名譜人	うち屋敷地名譜人	家数帳記載人	名譜人	うち屋敷地名譜人	定納覚
1町5反以上				弥七郎		1町5反以上				新介		
1町4反〃				与介		1町4反 1町3反				惣七郎 三七	惣七郎 三七	
1町〃	与八	与八		又介		1町				与二郎	与二郎	与二郎3石 5斗8升
9反〃	弥七郎	弥七郎	弥七郎	二郎三郎		9反	妙観寺					
8反〃	助三郎、助市 三郎五郎	助三郎、助市 三郎五郎	助三郎、助市 三郎五郎	彦五郎、孫六郎 彦五郎	彦五郎	8反				又七郎	又七郎(2筆)	孫四郎3石2.9
7反〃	たけ、こま	たけ、こま	竹、こま	孫三郎	孫三郎	7反	七、くま、いわ	七、くま、いわ	七、くま、いわ	与五郎、新七 彦兵衛	与五郎、新七	与五郎2石2.5 彦兵衛7石4.3
6反〃	与七、大たけ	与七、大たけ	与七	次郎介	次郎介	6反	孫市	孫市	孫一	孫一	孫一	孫一2石8.9
5反〃	小二郎、助二郎 孫二郎	小二郎、助二郎 孫二郎	小二郎、助二郎	弥一郎、助一郎 孫外孫七与八郎	弥一郎、与八郎	5反	二郎四郎、弥 八郎、与次郎	二郎四郎、弥 八郎、与次郎	二郎四郎、弥 八郎	二郎四郎、 太郎左衛門	二郎四郎 太郎左衛門	二郎四郎2石2.5 孫七1石9.8
4反〃	安若、きく、千代	安若、きく、千代	安若、きく、千代			4反	甚五	甚五	甚五郎	甚五郎 弥八郎		五郎右衛門附5斗 さる分1石4.2
3反〃	心土庵	心土庵	心土庵	孫七郎、彦介	孫七郎	3反	二郎兵衛、新五 郎、種五郎、儀	二郎兵衛、新五 郎、種五郎	二郎兵衛、新五 郎、種五郎	弥左衛門 さる分		孫四郎2石4.4 与五郎附1石2.2 与五郎附1石2.2
2反〃	彦五郎	彦五郎	彦五郎	彦七郎、与三 郎、助右衛門	与三郎、 助右衛門	2反	さか		さか			さか分3斗8升
1反〃	松、やす 砂観寺	妙観寺				1反	三郎五郎	三郎五郎	三郎五郎	坂	坂	三郎五郎分3斗8升
1反以下	さか、太郎			彦七、彦四郎 惣三郎、宗一		1反以下	常市		あすやさか	彦六、新四郎 宗七郎下人、屋敷 新下人、地のみ	宗七郎下人 新介下人	定納額 28石8斗1升
計	22人	18人	14人	23人	10人		17人	13人	13人	20人	12人(13筆)	12人

表6 天正17年(1589)神土村御検地帳名譜面積別、名譜人

名譜面積	検地帳名譜人	うち屋敷地名譜人	家数帳記載人
2町6反余	新六	新六	新六
1町8〃	三郎兵衛	三郎兵衛	三郎兵衛
1町7〃	無主		
1町6〃	弥六郎	弥六郎	弥六郎
1町4〃	伝十郎	伝十郎	伝十郎
1町2〃	六衛門	六衛門	六衛門
1町1〃	四郎作、こま	四郎作、こま	四郎作、こま
1町	助一	助一	助一
9反〃	喜四郎	喜四郎	喜四郎
8反〃	宗六、助二郎 拾九郎	宗六、助二郎 拾九郎	宗六、助二郎 拾九郎
7反〃	平七	平七	平七
6反〃	与七、右近二郎	与七、右近二郎	与七、右近二郎
5反〃	小三郎、与六、彦 七、衛門三郎、三郎	小三郎、与六、彦 七、衛門三郎、三郎	小三郎、与六、彦 七、衛門三郎、三郎
3反〃	藤一郎、常楽院 彦三、とうふや	藤一郎、常 楽院、彦三	藤一郎、常 楽院、彦三
2反〃	弥三、左衛門五郎 うせ人拾三郎 左衛門、さく	弥三、左衛門五 郎、うせ人拾三郎	弥三、左衛門 五郎、拾三郎
1反〃	あま、又七、弥八、藤 若、うせ人新三郎 喜三郎(松千代 藤七)	あま	あま
1反以下	ちやうがく、松千代	ちやうがく	長覚
計	27町2反7.16 38人(無主を除く)	28人	28人

註 神土村天正検地帳の残存部分、表3の①26町2反7畝には近い。

で柏本村登録人中74%，下野村76%，慶長で柏本村43%，下野村52%と屋敷地名譜人が検地帳登録人中で比重が高く、高牧実氏が西濃では多数の零細名譜人に比し屋敷地名譜人が少なく畿内先進地域と同様の傾向をもつと指摘したのに対し、宮川満氏がいうような後進地的性格は否定できない。しかし慶長検地の屋敷地名譜人減少は天正に比し、女子名譜人が消失し役負担の関係に因由するものと考えられる。また両村とも天正検地で末尾に家数帳が記載され、家数は屋敷地名譜とほぼ一致する。しかし柏本村の天正の1町歩以上の名譜人と八、慶長の1町5反余の安江氏の一族とみられる弥七郎が屋敷地に名譜されていないのは屋敷地免除によるものか。屋敷地の広さは柏本村で天正に最大1反余、平均5畝7歩、慶長で最大4畝余、最少1畝余、平均2畝7歩、下野村で天正は最大1反1畝余、平均5畝24歩、慶長は最大9畝18歩、平均4畝余で両村とも総反歩・最大・平均とも減少をみるのは、屋敷地を減少させ田畑に転換・検地したためではないか。

神土村の天正検地は表6の如く屋敷地名譜人は家数帳と一致し、最大の2町6反余の新六は慶長時の庄屋安江新六郎で、新六は前田に1筆上田8反6畝をもつ旧土豪で同村では1筆5反代2人、3反余2人あり、宮川氏が後進地域で各登録人のもつ田畑1筆面積が概して大きく、数反歩あるものが多いとしているが<sup>19)</sup>、神土村はとくにその性格をみせている。神土村天正検地帳登録人37人、無屋敷登録人は3反以下の零細登録人で、

女子登録人3人のうち2人は屋敷地をもつ。1町6反余の弥六郎は新六の一族で越原村に移住した安江弥兵衛の孫に当る。1町歩以上の名請人8人のうち6人は畑より田の名請地が多い。同村の慶長水帳は失われて全容は把握し難いが名寄メ34軒(寺共ニ)とあるので、柏本・下野村同様、天正の家数40軒(表2)より減少したのではないか。また無主1町7反余は下級の荒田、下々畑等の集計で、恵那郡長田村や、厚見郡茜部野瀬村検地帳にも無主がみられるが、神土村のうせ人新三郎、同捨三郎の存在同様、天正検地では登録人のない荒廢地が存在したことを示している。

越原村は天正検地帳は現存しないが太閤検地高は慶長6年(1601)「美濃一國郷牒」<sup>20)</sup>元和2年(1616)「美濃国村高御領知改帳」<sup>20)</sup>に91石8.7。慶長14年(1609)の検地、同15年の石盛・免率の決定、名寄帳、定納帳作製の模様は既に触れたが、その内容は表7の如くである。1町歩以上の名請人5人、8反～4反10人、4反以下4人計19人、屋敷地名請人15人(全体の78%)無屋敷名請人は3反以下の零細名請人で、名寄帳名請人は検地案内者の弥吉と又七郎を除き17人で屋敷地名請人とほぼ一致する。安江弥吉の家系図類をみると、さきに触れた神土の安江新兵衛の弟弥兵衛正綱が天文3年(1534)越原村へ移住したのを初めとし<sup>21)</sup>(系図)、由緒記<sup>22)</sup>にも

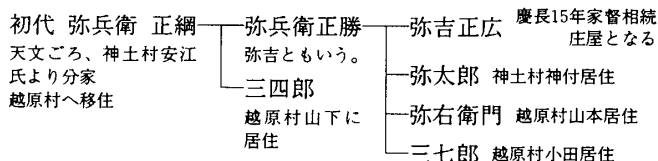
表7 近世初頭の越原村の土地名譜・持高・定納関係

慶長14年(1609)御繩水打帳			慶長15年(1610)名よせ				慶長15年 定納帳	元和6年(1620)年貢 諸役・小物或・納物之帳	元和2年(1616) よきのいえ(寄役)	
名請人	名請面積	うち 屋敷	名請人	名請面積	持高	うち 屋敷	定納石高	定納名請人	定納	「諸品上納記」より
	町・反・畝・歩	畝・歩		町・反・畝・歩	石・斗・升・合	畝・歩	石・斗・升・合		石・斗・升・合	丁
① 三四郎	1.2.8.0	2.17	三四郎	1.2.8.0	13.6.5.6	2.17	5.3.7.6	三四郎	5.3.7.6	
2 又一郎	5.7.05	1.08	又一郎	5.7.05	5.8.2.7	1.08	2.7.2.3	又一郎	2.7.2.3	1丁
3 弥七郎	1.7.7.23	1.06	弥七郎	1.7.7.23	19.8.2.1	1.06	8.7.4.0	与助	8.7.4.0	与助4丁
④ 与右衛門	1.1.6.26	1.06	与右衛門	1.1.6.26	11.7.2.0	1.06	6.2.3.5	与右衛門	6.2.3.5	新蔵3丁
5 彦三	6.4.02	1.18	彦三	6.4.02	7.7.9.4	1.18	3.6.6.0	彦三	3.6.6.0	1丁
6 与吉	4.9.00	1.02	与吉	4.9.00	5.1.6.4	1.02	2.5.2.6	与吉	2.5.2.6	1丁
7 孫市郎	6.4.22	1.02	孫市郎 (孫一郎)	6.4.22	6.8.0.2	1.02	3.0.6.0	孫一	3.0.6.0	1丁
8 源一郎	5.9.12	1.10	源一郎	5.9.12	6.6.1.0	1.10	3.0.2.5	源一郎	3.0.2.5	
9 孫兵衛	1.2.8.28	1.25	孫兵衛	1.2.8.28	13.3.9.9	1.25	6.1.0.0	孫兵衛	6.1.0.0	1.5丁
10 左衛門太郎	8.4.21	左衛門太郎 2.12	左衛門太郎尉	8.4.21	8.9.1.0	2.12	3.6.4.3	六蔵	3.6.4.3	六蔵1丁
⑪ 三七郎	5.7.19	1.10	三七郎	5.7.19	5.7.8.9	1.10	2.6.7.0	与兵衛	2.6.7.0	1.5丁
12 弥左衛門	6.7.07	1.16	弥左衛門	6.7.07	5.6.3.3	1.16	2.3.3.3	弥左衛門	2.3.3.3	2丁
13 弥二郎	8.6.14	1.18	弥二郎	8.6.14	8.4.3.7	1.18	3.2.0.0	弥二郎	3.2.0.0	1丁
⑬ 弥兵衛	3.3.22		弥兵衛	3.1.7.14	31.9.4.0	4.10	18.4.8.7	弥兵衛	18.5.0.5	
⑮ 弥吉	2.6.2.19	4.10						弥吉		5丁
16 又七郎	2.1.03									
⑰ 弥右衛門	7.3.27	4.08	弥右衛門	7.3.27	9.2.6.2	4.08				
18 禰き	1.9.06		禰き分	1.9.06	1.5.3.6		6.9.0	禰き	6.9.0	
19 源七郎	16		源七分	16	4.6		1.9			孫右衛門1丁
20 惣百姓前	5.10		惣百姓分	5.10	3.2.0					忠左衛門2丁
					不足8.7.4					
計	町 15.5.1.12	反 2.9.07		町 15.5.1.12	石 161.9.5.5	反 2.9.07	石 72.4.9.1		石 72.4.9.1	14人26丁

○を付したのは庄屋弥吉の一族

東濃白川流域の近世における村落と家の展開について(1)

安江(越原)氏家系図



慶長十四酉年御見取御検地被 仰付、其頃家数十五軒御高……庄屋役被 仰付難有仕合奉存候 其節譜代之者七軒有之御届申上 (以下略)

とあり、縄打水帳登録人の弥兵衛ほか表7の○印6人はその一族で、慶長15

年名寄帳では隠居した弥兵衛が弥吉の外、又七郎の分も併せて名請し、一族の分は6町9.3、72石3.6.7で高は村の44.7%を占める。定納高では弥兵衛が弥右衛門の分も併せて納めている。屋敷地、名寄帳、定納帳の各名請人は庄屋一族を中心とした初期本百姓に属するもので、また<sup>よき</sup>斧役を負担した。苗木藩は小物成はとくに初期は現物納的性格が強くと、元和2年(1616)「諸品上納記」<sup>22)</sup>にからむし、大麦、すみ米、御年貢紙、わた類と並んで「よきのいえ」14軒が記され、初期以来斧役負担の家であった。安政6年(1859)「開発願一札」<sup>22)</sup>に、

当村開発後慶長年中 御見取被 仰付候節、越原雄右衛門始十余軒地主初竿相請 其後歴数盛衰之段地主等 = 者 相替居候へ共 右地面之儀式百五十年御収納相立来 御上様御為筋ニ相成 殊ニ又当村弥増開発 及当頭竈小屋共 = 百五六拾軒ニ至り候処 右地面十余軒者斧役等往古之形ニ而是まで勤来り猶更旧地主之事ニ候間 当所多く有之候 惣山之儀ニ候間 右之者此度新ニ扣株相立申度 (下略)

と庄屋越原雄右衛門以下14人が連署、御役人中御百姓中へ宛てている。斧役は<sup>くね</sup>樽木役ともい、故所三男<sup>23)</sup>氏も触れられているが、尾張藩領木曾谷と同様、村の斧数に賦せられた役負担で屋敷地名請人とほぼ一致する。従って近世初期の越原村は神土村と同じく譜代の者を従属させた旧土豪あるいは開発地主を中心とした村落であったといえる。同村は寛文・延宝期の史料を欠くため、元禄及び宝永の宗旨人数之帳、相地御改帳等により、その間を考察したい。元禄9年(1696)「宗旨人数之帳」<sup>24)</sup>で家数48、うち本家37、脇家11、同16年「越原村明細」で家数47軒、本百姓20、相地脇家百姓27、宝永2年(1705)「相地御改帳」で地親本家21、本家8、相地別家22、仕切家2、小脇之者11計64軒、他に女やもめ5人で、地親は慶長の名寄帳に連なる本百姓で、慶長以後分家あるいは譜代の自立等により増えたが、その間の事情は後述の相地改帳より推測したい。元禄期には隷属的な譜代庭子下男下女を抱える家が4軒(表8)あり、家父長的経営の残存をみる。三右衛門は定納高8石余から持高約16石、経営規模約1町6反と考えられ、家族と譜代下人によって経営した。譜代下人も元禄以降の各宗門改帳を照合すると宝永4年(1707)主家より自立下男2人、下女1人、また譜代下男下女が夫婦となり自立1軒

など譜代関係は再生産されず、享保期には解消する。しかし元禄期は先進地域より遅れ、若干の有力百姓がなお隷属下人をもつ家父長的経営形態を留めていたといえる。

表8 越原村における譜代下人等をもつ家と家族構成 (元禄9-1696)

宗門帳等頭人名	家族構成	譜代下男・下女、年季奉公人	帳付人数	宝永2年相地改帳	宝永2年定納高
庄屋三右エ門	夫婦と弟、弟の娘1人、息子夫婦と子2人	下男譜代庭子2人、下女譜代と子	12人	庄屋、地親	8石1.6.0
徳右衛門	夫婦と子、姉、従弟	下男譜代庭子2人、下男庭子1人、下女譜代庭子1人	10	地親	2.3.6.8
吉右衛門	夫婦と子2人、息子夫婦と子2人	下男譜代庭子夫婦と子、下男譜代1人、下女譜代2人	14	地親	4.6.8.4
武兵衛	夫婦	下女譜代1人、下男(年季)1人	4	地親	2.3.6.7
六之助	戸主、母、祖父、兄、伯母と子	下女(年季)1人	7	地親	2.6.3
市右衛門	戸主、母、妹2人と子2人、義兵衛女房と子2人	下女(年季)1人	10	地親甚蔵の相地	2.1.9.3
左 助	戸主、息子、娘親子、息子夫婦と子2人	下女(年季)1人 計20人	9	地親源蔵の相地	1.8.1.5

元禄9年(1696)「宗旨人数帳」宝永2年(1705)「相地御改帳」(越原家文書)による。  
三右衛門と吉右衛門は兄弟

## 相地関係よりみた村落構造

## 家数の増加

白川流域諸村で近世初期より元禄・宝永の間の村落の展開をみる現存史料は神土村の寛文12年検地と越原村の元禄以降の宗旨人数改帳と各村の相地改帳である。神土村は既述の如く寛文検地で慶長に比し7町4反余の増加であるが、家数は慶長の名寄34人に対し、寛文の「御検地帳屋敷数之覚」<sup>25)</sup>に計104軒で63年間に70軒増であるが、寛文から宝永2年の33年間は8軒に止まり家数増のピークが過ぎた。柏本村は慶長の屋敷地名請人10人より宝永22軒、下野村は12人→17軒であるのに対し、越原村は15人→64軒と4倍強と増えた。同村は上流に向け開発がさらに進み、元禄以降もその傾向が続いた。家数増は血縁を主にした分家、養子分家、譜代の自立化等によるもので、土地分割(地親と相地)により村の階層化を形成した。苗木藩は宝永2年(1705)相地改めを実施したが、同帳の現存は白川筋諸村と佐見川筋など3村の苗木藩領で、隣接の幕領、尾張藩領ではみられない。

## 地親と相地

相地は合地とも記し、土地を基に分地した一団で地親(佐見川筋は帳頭)を貢租責任者とし、分地・分家された相地仲間が連帯責任をもつ。地親本家・本家株のみの家、合地となり定納高を分担する相地別家(柏本5ヶ村は単に別家)、合地で貢租を分担するが1軒の家を仕切って居住の仕切家、本家より棟次に仕分けられた次家及び脇家の中でも相地田畑をもたず貢租額のない家のみ地親に極めて隷属性強い小脇之者と階層別になる。分地関係で折半分割は神土村12/31(分母が地親、分子は相地)、越原村は14/27、柏本5ヶ村20/26で、柏本5ヶ村はとくに折半分割の傾向が濃い。越原村で宗旨人数帳により本・分家の系譜をたどると元禄-宝永間、17軒の分家のうち、地親となった3例もあるが、地親は概ね慶長検地の屋敷地名請人の本百姓の系譜に連なる家で神土村の地親31人、慶長の名寄34人、柏本村の地親6(慶長は10人)、下野村は地親7人と本家1人(慶長は11人)がそれを物語る。従って相地別家は慶長以降分家して貢租を分担する小百姓である。分地時期は表9の如く、越原村では延宝・貞享期までに21軒、

表9 越原村相地御改帳にみる相地別家、仕切屋、脇家になった時期

…年前	年号	家数
90年前	1615(元和1)	1
70〃	1635(寛永12)	2
60〃	1645(正保2)	2
50〃	1655(明暦1)	4
49~40	1656~1665 (明暦、寛文)	3
39~30	1666~1675 (寛文、延宝)	3
29~20	1676~1685 (延宝、貞享)	6
19~10	1686~1695 (貞享、元禄)	6
9~5	1696~1700 (元禄)	7
4年前	1701(元禄14)	1
計		35

宝永2年(1705)「相地御改帳」  
(越原家文書による)

その後14軒、神土村は寛文検地前46軒、柏本5ヶ村はは26軒のうち19軒がその頃までに脇家となり小百姓化した。しかし相地は土地分与の外に買分けが神土村で4軒、越原村で6軒、柏本5ヶ村2軒あって、買分けても地親、合地関係を作った。相地-分地仲間につき竹内利美氏<sup>26)</sup>は信州松代藩領奈良井村の例を挙げ、悪条件の山間農村が貢租の重圧と生産力向上のため経営面積を限定し労働力を強化する経営方式を採用し、土地を分割個別化して生産力をあげると同時に貢租負担を分散させる必要があったからとした。原滋氏<sup>27)</sup>は北信濃高井郡村山村の例を挙げ、享保・宝暦期の分地の盛行と相地組織の必要理由として貢租の連帯責任、水害復興のための労働力確保、分家により同族団を形成し村内発言力強化を挙げた。大島真理夫氏<sup>28)</sup>は本・分家関係は身分関係を基本とした縦断階層型の関係とした。苗木藩領白川流域諸村は既述の如く住居形態により仕切家・次家の別はあっても相地は地親より土地を分与され地親の定納高を分担する半自立小百姓である。相地は表(10)にみるように定納高は3石~1石代が多く、分米高に



換算すれば5～2石代の小百姓である<sup>29)</sup>。小藩の苗木藩は貢租確保のため地親に貢租責任を持たせた。藩は元禄年間累年の未進増に悩み、越原村庄屋5代三右衛門は同7年(1694)未進61石8斗あつてか、「官怒ニ触レ家督ヲ譲リ」<sup>30)</sup>一家は尾張藩領加子母村に引越し、7代源右衛門のとき漸く皆済した。分地制限令は幕府が寛文13年(1673)出したが、事実はその後も分地は行われた。藩は小百姓の自立農化を促進しつつも貢租確保のため地親による貢租責任制をもって家父長的地親、相

表10 宝永2年(1705)相地御改帳にみる年貢納高別 相関関係

年貢納高 (定納・口米) 小倉・米 の計	越原村						神土村						柏本5ヶ村									
	地親 本家	本家	脇家 合地	合地	仕切家 合地	小脇 之者	小計	地親 本家	本家	脇家 合地	合地	仕切家 合地	小脇 之者	無高 之米 合地	小計	地親 本家	本家	脇家 合地	次家 合地	小脇 家	小計	
10石以上							16	1							1	12						1
9～8石	1						1	1							1							
8～7石																						
7～6石																1						1
6～5石								2	1						3	1		1				2
5～4石	1						1	1	4	1					6	1	1					2
4～3.5石	1		1				2	2		1					3	2	2	3				7
3.5～3.0石	3		2				5	3							3	1	6	3				10
3.0～2.5石								2		4					6	3	2		1			6
2.5～2.0石	6		4				10	4	1	6					11	10	3	6	5			24
2.0～1.5石	3		3				6	10		10		3			23	6	1	4	3			14
1.5～1.0石	2		6				8	2	5	7	2	2			18		1	1	4			6
1.0～5斗	3	1	2	1	2		9	2	1	9		1			13			2				2
5斗以下	1	7	3				11	1	2	2		1			6	1						1
なし						11	11						20	4	24					6	6	
計	21	8	21	1	2	11	64	31	14	40	2	7	20	4	118	26	17	20	13	6	82	

註 年貢納高は分地後の各人の高で、地親本家も連帯責任の総高ではない。

地関係を温存させてきた矛盾をもつ。相地改めは地親・相地関係を追認したものといえる。藩も宝永2年相地改め以後分地、抑制の方向に向った。宝永5年(1708)庄屋田地について

村之庄屋田地相地之御百姓之方只今迄ハ庄屋御年貢之内ニ罷成候得共、向後御年貢帳面仕分候て、村方御百姓並ニ諸役相勤候様ニと被 仰付候 (下略)<sup>31)</sup>

と庄屋田地につき相地分は村方百姓並みに仕分けて諸役勤めるよう達した。宝暦2年(1752)「御式目」に「御百姓跡取之外、次男・三男以下之御田地為分取申儀仕間敷候」とあり、さらに同7年(1757)

御領分村役人并百姓え申渡条々 欠売・分ヶ地(分家)仕候ては、少田ニ相成、地主は相増候付て、後年に至り一家相続きがたく罷成候条、自今以後両条之願一切停止申付候事<sup>32)</sup>

と以後の分地を禁止し小百姓維持策を打ち出し、小農の零細化と相地制の拡大の阻止を図ったが相地制そのものは残った。その後、安永以降も土地売券には相地仲間が請人として連署の例が極めて多い。神土邦好家に残る「差出し申口上書」等の土地売券に安永、寛政、享和、文政の各年間に本人の次に相地誰々あるいは相地4人、隣合地2人、3人と一家・親類とともに連署して庄屋・組頭に請書し、家・土地の分与による本家・脇家関係は維新時まで続いた。明治4年(1871)神土村本家安江新八郎が分家安江養甫にあてて

一分家之冥加米として毎年米三升五合宛本家ニ出可被成候事、一、万一本家難渋ニ相成候節ハ 加米増被成、其上成丈助精所持可被下候事、一本家分家之格式忘却被成間敷候事 一、(前略)今般第五区番号御改ニ付改而居宅地永代ニ差遣し申候 然上ハ子孫ニ至迄あいたかいニ甚心ヲ尽し 永々六間敷可仕候<sup>33)</sup>

と一札を出している。地親と相地の間にも同様のことが推測できる。

既述のように相地改帳には定納高のない小脇之者が存在する。寛文12年検地で高55石余、定

納高27石2斗余の庄屋善右衛門は善右衛門分として表11の如く13人の名請人をもつ。うち助蔵・三十郎に元禄4年(1691)田地を売払い百姓に取立て11人となったが、「宝永之比、脇家と云候者共、古の家来者と代々之云伝ニ御座候」<sup>34)</sup>と伝え、宝永の相地改帳には脇家と記された12人の小脇之者は定納高をもたない隷農で、越原村11人、柏本村は庄屋平右衛門小脇家、平右衛門家来として2人記載されている。

地親本家と小脇之者との隷属的關係は近世を通じて継続した。神土村で明治4年その前年庄屋役引退に伴い、脇家連中13人が地親に旧來の關係解消を申入れ、出入りとなり村役場及び藩庁に訴出た一件文書「本家分家諸式取決め一札」「元庄屋と脇家十三軒出入覚」<sup>35)</sup>により本家脇家間の家父長的隷属關係をみることができる。長文にわたるので要点を抜書すると「文化三年迄脇家共印判無之、此己前御定納私家(庄屋)一高二納来申候…右脇家之義ハ安江新九郎扣地ニ相違無之候…右御田地私方<sub>エ</sub>掬取不申」と脇家の家・田畑は私の扣地で掬米も取らず恩恵を施してきた。それに対し脇家は7月の草一荷、12月薪一荷の勤め、神事祭礼・臨時御用無拵節の勤番、年始挨拶と田地打初め儀式と振舞、農作植付と振舞、他行、家造修覆、縁組など万般にわたり本家の差図を受けた。この時の出入りも結局脇家側の申分は通らず、脇家側から各人が

私從來作廻申候御田畑屋敷、野島、草山惣而地附不殘 貴殿御扣地ニ全く相違無御座候、依之脇家之ものとも一統奉承知仕候 此己後 右様之心得違等者聊も決而申上間敷候 此己後子孫ニ至まで御冥加之程難忘 家内之もの共ニ篤と為云聞、農業御大切ニ仕、諸事不寄何事 貴殿御差図通と少茂違背仕間敷候…御尊家<sub>エ</sub>不礼之義仕間敷、此己後心底相改 聊茂邪心等不仕堅相守…

と一札を差入れた。

### 美濃の頭分制との比較

美濃国では西・中・南部十数郡にわたり、幕領・藩領を問わず広く頭分制すなわち頭百姓と脇百姓の身分階層制が存在し、特定の姓をもつ頭百姓が庄屋・井頭等の村役人を独占し、家作、氏神祭礼・冠婚葬祭等の特権をもち何統等と称して脇百姓とは通婚せず排他的同族集団を作り、村落秩序を維持した頭分制<sup>36)</sup>があったが、それは基底に用水権管理が横たわり、1. 頭分制は井水地帯に固有な頭百姓、脇百姓の定型的な階層性 2. 頭分制は同族階層制で基本的には農民的土地所持、経済階層とは無関係な階層関係 3. 頭百姓特権が村法・郷制として保障されてきたため身上り斗争、村方騒動として展開されたとしているが<sup>37)</sup>、苗木藩領白川流域の相地制は年貢の連帯分担による貢租確保のため形成されてきたもので、貢租と土地所有を基底にした経済的身分階層制である。身分階層について衣服の制約で次のように頭分制と類似した面もある。

一ぬり下駄、かわをせった之類、村方頭百姓之外、相もちひ申間敷候、小前之百姓あるいハ無高之ものハ決て相ならず候……

一もめん合羽之儀、頭百姓之面々丸そでにして相もちひ可申候事 附下人、わき屋等之軽きものは、

表11 寛文12年(1672)、検地の際の庄屋善右衛門分

名請人	田畑屋敷共二町反畝歩	高石斗升合	山畑畝歩
善右衛門	1.1.6.12	13.8.5.4	1.9.2
善右衛門分助蔵	7.5.9	6.4.9.0	4.10
〳三十郎	6.0.22	5.1.3.5	3.9
〳左吉	5.9.12	5.2.1.4	.22
〳庄二郎	5.5.22	5.2.9.2	8.2
〳六兵衛	5.1.28	4.8.9.7	6.5
〳平四郎	4.3.11	3.3.5.5	1.16
〳宗助	4.0.29	3.4.6.9	8.4
〳新蔵	3.8.9	3.2.1.8	1.10
〳与市郎	2.0.14	1.8.1.5	5.6
〳仁助	1.9.3	1.8.3.0	1.29
〳助太郎	5.11	4.5.7	6.19
〳新三郎	(田なし)2.8	1.3.7	9.16
〳伝九郎	1.18	1.1.9	2.22
計	5.9.0.28	55.2.8.2	4.5.22

「寛文12年御検地名寄、庄屋善右衛門分」「寛文12年濃州加茂郡神土村検地場帳」(神土、邦好家蔵)による。

決して相もちひ間敷候事（下略）<sup>38)</sup>

と衣服の階層差別は存しても家作、姓名の限定等生活全般に及ぶ規制は少なく頭百姓と脇百姓、小百姓の如き経済的社会階層であり、村法・村掟・郷制の如き厳然とした村定ではない。違反者への厳重な処置もなく、また紛争もみられず相地制は貢租に対する連帯責任制と分地慣行によるものであった。従って相地の移動もあり、「年貢引分、新家株取立願」の如く「新百姓并脇家、貸家、水呑家、此分引分、新百姓為致度願出申二付、右之通御年貢納高二付御見合何株成共被仰付被下度…」<sup>39)</sup>と村役人連署の上、藩役人に願出ている。苗木領内では公儀により家株が定められ、その移動は藩の許可が必要であったが、地親又兵衛が他の地親弥七郎の合地となっている如き例も若干あり<sup>40)</sup>、地親、本家、合地は定納高関係から生じたものである。頭分制は村落秩序の維持のため領主側もこれを擁護し、頭分制を通じて農民支配を貫徹し脇百姓には厳格な態度で臨んだが、苗木藩領では分地慣行に対応した相地制による貢租確保のためであったので、そこまでの厳重な枠はめはなかった。相地制はむしろ信州に近き制度、村社会を反映するものであった。

## おわりに

天正・慶長両検地より宝永期の相地改帳に至る白川流域の近世前期の村落構造の展開をみてきたが、近世初頭は検地帳登録人の中に無屋数名請人が若干存在するが、その比率は畿内先進地あるいはそれに類似した西濃地域に対し比較的少ない。神土・越原両村にみる如く庄屋とその一族あるいは譜代が村の中核を占め帰農した旧土豪の有力農民を中心に村が形成された。また天正・慶長両検地を通じ検地の際、1筆毎に分米高の外に紙・桑・漆・柿が前者は本数、後者は式末式把と生産高で示されている。美濃国では管見の及ぶ処、慶長14年鏡島村検地帳、同15年谷合村名寄帳<sup>41)</sup>にみるのみであるが、検地は生産力の把握が主目的であったと思われる。苗木藩は小藩であるが大公儀に対し忠実で軍役も幕府の軍役定をこえたが、在方に対しては元和6年地夫銭、人役之定で越原村6人の割で村請されたが、漸次夫代米が定型化し、また在番勤役・国役・人足・足軽・中間等必要の都度、在方に割当てた。苗木氏入国前より存在したと考えられる斧家の役も銀納化され役屋体制が村落構造の中核をなしたとは考えられない。

初期より中期に至る間、主として村内分家により家数の増加、小百姓の自立化がみられた。新家の創出の基盤となったのは分地による相地慣行であり、一部譜代の自立化を含みつつ多くは分割相続により地親・合地関係を形成した。これは貢租確保のため地親をその責任者と定め、合地の貢租連帯分担保であり、藩も相地関係により貢租確保を図った。しかし元禄期に至り未進も重なり相地制によるメリットの限界もあり、相地制検討期に入り宝永の相地改めとなり宝暦期に零細化防止のため分地制限となった。村落は近世初期より分地により自立化、半自立化へと発展しながらも、近世前期は一部に譜代の隷属人の存在、地親と小脇之者との関係の如き封建的關係の存在など村落構造には重層的な併存があった。後期になると無高・水呑・夜守家の如く高と家株による身分制に転ずるが、後期の問題は後に譲りたい。

〔付記〕成稿に至る間、史料閲覧の便宜を図られ、さらに越原家系譜等に御教示をうけた越原一郎学園長、史料閲覧を許された神土邦好家及び研究費を助成された名古屋女子大学教育研究所に感謝したい。

## 文献・註

- 1) 安良城盛昭：太閤検地の歴史的な前提(1)(2), 歴史学研究163, 164 (1953) 太閤検地の歴史的意義,

- 同誌167 (1954) 封建領主制の確立—太閤検地をめぐる諸問題—, 有斐閣 (1957) 幕藩体制社会の成立と構造, 御茶の水書房 (1959)
- 2) 宮川満: 太閤検地論Ⅱ, 御茶の水書房 (1957) 家族の歴史的研究, 日本図書センター (1983) 前掲書封建領主制の確立
  - 3) 後藤陽一: 前掲書封建領主制の確立 瀬戸内海地域における近世村落の形成について, 史学研究47 (1953)
  - 4) 遠藤進之助: 近世農村社会史論, 吉川弘文館 (1956) 徳川期における村共同体の組織, 史学雑誌64の2 (1955)
  - 5) 日本歴史学会編: 日本史研究の新視点, 吉川弘文館 (1986) 村上直ら編: 日本近世史研究事典, 東京堂出版 (1989)
  - 6) 検地帳類: 柏本5ヶ村, 五加, 交告泰郎 神土村, 越原苜田武 越原村, 越原家文書 (名古屋女子大学蔵 以下略), 大部分は新修東白川村誌史料篇, 東白川村 (1980) に収録
  - 7) 高牧実: 近世初期美濃における検地について, 史学雑誌76の11 (1967) 吉岡勲: 美濃国における近世検地帳の分析—其一—, 岐阜史学12号 (1955)
  - 8) 検地条目は岐阜県: 岐阜県史史料篇近世1 (1965) 所収
  - 9) 苗木記は越原家文書, 遠山家譜は前掲書, 岐阜県史史料篇近世二に所収, 同県史通史篇近世及び新修東白川村誌通史篇 (1982) も参照
  - 10) 安江氏系図, 安江氏根元之由緒乾・坤, 安江氏由緒書等による. 何れも神土・邦好家所蔵, 以下神土村関係文書は同家所蔵文書による.
  - 11) 安江氏の出身地について新修東白川村村誌, 岐阜県の地名 (平凡社) も伊勢国大杉谷 (現三重県多気郡宮川村) とするも, 御師足代氏のひ護, 宇治郷杉谷とあるので多気郡ではなく, 度会郡宇治郷の奥に平氏落人として住んでいたとみられる.
  - 12) 安江氏の由緒書と白川町史編纂委員会: 白川町誌, 白川町発行 (1968) による.
  - 13) 前掲書越原家文書中の由緒記, 越原家伝書等による. 後述 (註21) の如く, 弥六数正は, 天文3年, 越原村開起したとする.
  - 14) 遠山友政永不作田畠開発定書, 中津川市苗木 遠山健彦氏蔵 (前掲書, 岐阜県史史料篇近世一に所収)
  - 15) 越原村御縄打免定, 前掲越原家文書 (東白川村誌史料篇にも所収) 附<sup>つげたり</sup> 石盛表は越原家文書, ほゞ同様のものが神土・邦好家に残る.
  - 16) 「領内村々定納帳」は前掲書, 岐阜県史史料篇近世三 (立教大学史学研究室蔵) による.
  - 17) 「寛文12年御検地場帳」等神土村関係史料は前掲神土・邦好家所蔵文書による. 名寄帳も善右衛門分のみ.
  - 18) 宮代村にあった妙観寺は妙観寺由緒書写 (年代不詳) による. 五加, 安江晃氏蔵 (東白川村誌史料篇所収)
  - 19) 前掲書, 宮川満: 家族の歴史的研究, 太閤検地論Ⅱ
  - 20) 「美濃一国郷牒」は徳川林政史研究所蔵, 「美濃国村高御領知改帳」は大野町小川勇氏蔵, ともに前掲岐阜県史史料篇近世一に所収
  - 21) 越原家及び越原村について「近世越原村の研究」として, 越原家の系譜関係を安藤浩明氏, 越原村の構造を沖増高史氏の研究があり, 参照した. 名古屋女学院発行 (1960). なお初代弥兵衛の越原村移住は弥兵衛自署とする天文3年と由緒記等の天文9年説がある.
  - 22) 由緒記及び「諸品上納記」や安政6年「開発願一札」等越原家及び越原村関係史料は越原家文書による.
  - 23) 所三男: 「近世林業史の研究」吉川弘文館 (1979)
  - 24) 宗旨人数之帳, 越原村明細, 相地御改帳はいずれも越原家文書 (新修東白川村誌, 史料篇所収)
  - 25) 「御検地屋敷数之覚」神土・邦好家所蔵

東濃白川流域の近世における村落と家の展開について(1)

- 26) 竹内好美：家族慣行と家制度，恒星社厚生閣（1969）
- 27) 原滋：本百姓と相地百姓，高井47（1979）近世中期における分地相続と相地組織，信濃32の4（1980）
- 28) 大島真理夫：近世の村における家格制支配と本家・分家関係，家族史研究3，大月書店（1981）
- 29) 苗木藩領白川流域の相地関係は前掲東白川村誌及び後藤時男：苗木藩政史研究，太洋社印刷（1968）
- 30) 越原弥太郎：元越原村旧史取調書，（1913）越原家文書，なお5代三右衛門に関しては越原家伝書で欠く。
- 31) 「御代官御役所御触抜書」は越原家文書，「御式目」は五加・交告泰郎氏蔵（新修東白川村誌史料篇所収），なお安永10年（1781）触書（名倉文書—白川町誌所収）に「村々御百姓共，定納高六石以下は割地之儀御停止之旨，先年仰せ出候通，弥々可相心得事ニ候」とあり，安永10年前に定納高6石以下と基準が示されていたことが判る。
- 32) 宝暦7年「御領分村役人并百姓え申渡条々」（福岡町吉村陸三氏蔵）前掲「苗木藩政史研究」所収
- 33) 「一札之事」は神土・邦好家所蔵文書で，本家安江新八郎より分家安江茂兵衛（養甫の子）に宛てた一札。
- 34) 「越原家伝書」（越原家文書）の末尾「乍恐口書之事」の一節
- 35) 何れも神土・邦好家所蔵文書，本家と脇家間の出入りに関する一件文書。
- 36) 前掲岐阜県史通史篇 近世 美濃の村法・頭分制 松本平治：近世美濃における農村社会構成について—頭百姓考— 岐阜史学17（1956）など
- 37) 西脇康：近世村落における「身上り」斗争の特質—頭分制の成立と解体—，岐阜史学69（1979）
- 38) 天保9年（1838）2月「村方諸事締規定覚書」越原・桂川国男氏蔵（新修東白川村誌史料篇所収）
- 39) 文化4年（1807）「乍恐奉願上候之事」（年貢引分，新家株取立願）の一節，神土・邦好家所蔵（新修東白川村誌史料篇にも所収）
- 40) 宝永2年（1705）神土村「相地御改帳」の例であるが，他にも若干例がある。
- 41) 前者（厚見郡鏡島村）は前掲岐阜県史史料篇近世九，後者（山県郡谷合村）は同史，近世一による。